

39 東京法学院訴訟実習会規則

〔法学新報〕第三四号 明治二十七年一月二十九日

○訴訟実習会規則

- 第一条 本会ハ東京法学院訴訟実習会ト称ス
- 第二条 本会ハ東京法学院出身ノ判事検事弁護士及同院ニ縁故アル其他ノ有志ヲ以テ組織ス
- 第三条 本会ハ東京法学院生徒ヲシテ訴訟事務ヲ実習セシメ弁護士ノ風紀ヲ匡正シ併セテ我帝国司法事務及訴訟実行ノ方法ヲ改良スルコトヲ以テ目的トス
- 第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スルカ為メ東京法学院内ニ於テ訴訟実習裁判所ヲ開ク
- 第五条 訴訟実習裁判所ヲ分テ事實裁判所及法律裁判所ノ二トス但抽籤ノ方法ヲ以テ予シメ各部門ヲ定ム
- 第六条 本会々員ハ訴訟実習裁判所ノ判事若クハ弁護士トシテ其職務ヲ行フノ責任ヲ有ス
- 第七条 判事若クハ弁護士トシテ其職務ヲ行フノ順序ハ右第五條各部ノ為メ抽籤ノ方法ヲ以テ予シメ定メタル所ニ依ル
- 第八条 東京法学院第三年級生徒ニ限り訴訟実習裁判所ニ於テ弁護士タルノ職務ヲ行フコトヲ得セシム
- 第九条 訴訟実習裁判所検事ノ職務ハ弁護士ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第十条 訴訟実習裁判所書記ノ職務ハ東京法学院生徒ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第十一条 当該ノ判事若クハ弁護士カ疾病其他ノ事故ニ依リ其職務ヲ行フ能ハサルトキハ次ノ順位ニ在ル者又ハ東京法学院第三年級生徒ヲシテ其職務ヲ行ハシム
- 第十二条 訴訟実習裁判所ノ組織權限又ハ判事検事及書記ノ職務其他訴訟実習事務ノ取扱等ニ関シ特ニ本則ニ定ナキモノハ裁判所構成法ノ規定ヲ準用ス
- 第十三条 訴訟実習裁判所ノ訴訟手續等ニ付テハ總テ民事訴訟法及判事訴訟ノ定ムル所ニ依ル
- 第十四条 凡ソ裁判ヲ為スニハ各判事公廷ニ於テ其意見ヲ開陳シ且判決ノ理由ヲ明示ス可キモノトス
- 第十五条 籍ヲ東京法学院ニ列スル者ハ悉ク訴訟実習裁判所ノ傍聴ヲ為スコトヲ得
- 第十六条 新タニ本会々員タラントスル者ハ本会々員三分之二以上ノ同意ヲ經且會長ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス
- 第十七条 本会ハ一ヶ年ノ任期ヲ以テ會長一名副會長一名幹事二名ヲ會員中ヨリ公選ス但會長副會長事ノ中一員ハ必ス院友(マヤ)(但講師ヲ除ク)中ヨリ之ヲ撰ム可キモノトス
- 第十八条 會長ハ会務一切ヲ綜理シ且第三条所定ノ目的ヲ達ス

ルニ付キ必要ナル適宜ノ措置ヲ為シ副会長ハ会長ノ職務ヲ補
佐シ幹長ハ旨ヲ會長ニ受ケテ諸般ノ会務ヲ処弁ス

第十九条 本会々員ニシテ若シ本会ノ体面ヲ毀損スルノ行為ア
ルトキハ特ニ總會ヲ開キ其出席員過半数ノ決議ニ依リ之ヲ除
名ス